

歯科診療業務の縮小について

本院では、厚生労働省医政局歯科保健課通達及び社団法人日本口腔外科学会通達により、当分のあいだ、下記のように歯科口腔外科の診療を制限する方針といたしましたので、ご理解いただきますようお願いいたします。

- ・ 入院下の全身麻酔手術は、悪性腫瘍、顎顔面外傷、重篤な歯性感染症など緊急性のある疾患や手術時機を逸したくない疾患に限定し、それら以外は中止します。
- ・ 埋伏智歯の分割抜歯などエアロゾルが発生する外来小手術は中止します。
- ・ その他のエアロゾルが発生する歯科処置も原則として中止します。

令和2年4月10日 大分大学医学部附属病院 病院長